

ささぐり

# GIKAIジャーナル

No.164 平成22年8月1日発行



秋の篠栗九太の森



平成22年6月議会号

扶養控除の廃止・たばこ税値上げ……………	2
公民分館建設補助金の是正……………	8
どげんするとなあ? ……………	9

# 止・たばこ税値上げ

## 専決処分の承認

### 年少者ほか扶養控除の廃止 たばこ税値上げ

地方税法等の一部改正法が、平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い篠栗町税条例の一部改正が必要となり、議会を開く時間がなく、町長が3月31日に専決処分をしました。この承認を今議会で求められました。

税条例の主な改正点は、以下のとおりです。

①子ども手当が支給される16歳未満の扶養控除(住民税33万円・所得税38万円)が廃止されます。また高校の実質的な無料化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ(住民税12万円・所得税25万円)

も廃止されます。所得税分が23年度から、住民税分が24年度からです。(図I参照)

②特別障害者と同居の扶養親族や配偶者の控除は、住民税の扶養控除33万円が廃止され、加算分の23万円は特別障害者控除に加算されます。(図II参照)

③小額上場株式などの配当譲渡所得への非課税措置を創設しました。

図 I

### 個人住民税の扶養控除等の全体像

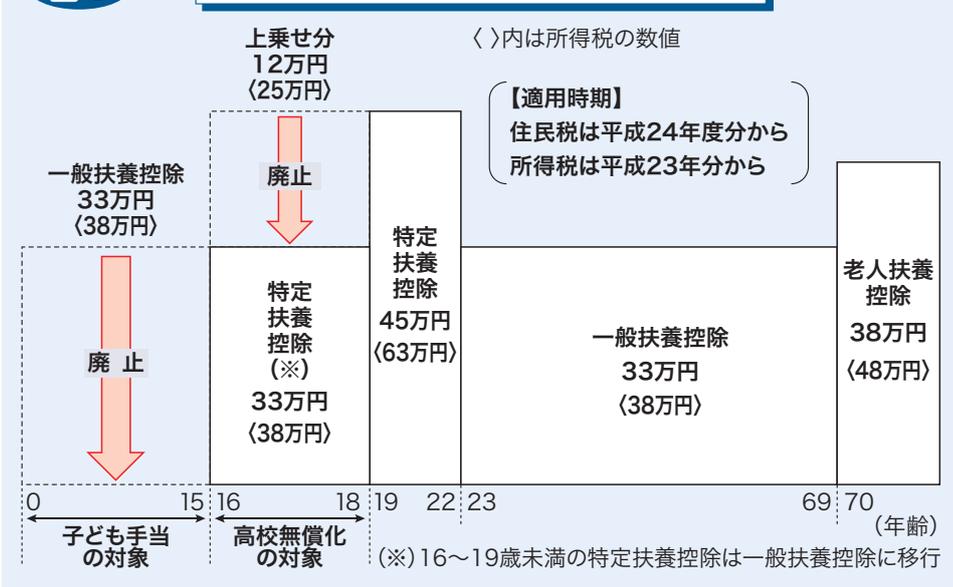
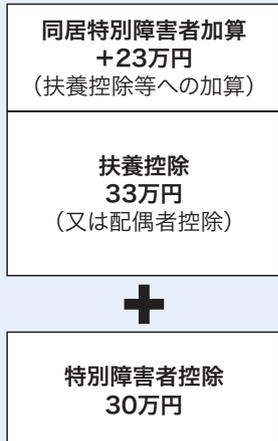


図 II

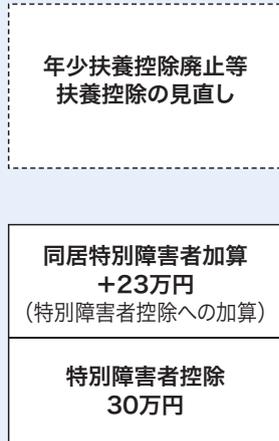
### 個人住民税の同居特別障害者加算の改組

〈特別障害者である同居の扶養親族(又は控除対象配偶者)に係る所得控除〉

【現行】



【改組後】



加算の対象を扶養控除等から特別障害者控除に振り替え

④生命保険料控除の変更で、今までの一般生命保険と個人年金保険に介護医療保険料控除を加えました。

⑤65歳未満の公的年金所得の所得割個人住民税を年金天引きで見直しが行われました。

⑥1本あたり約5円のはたばこ税率の引き上げは22年10月1日からです。(全員賛成承認)



# 扶養控除の廃

6月議会では、専決処分の承認5件、条例の制定1件、条例の改正4件、22年度予算の補正5件が町長から上程され、全員賛成で承認または可決しました。また決議案2件が議員発議され、賛成多数で可決しました。請願2件のうち1件は継続審査、もう1件は賛成多数で採択しました。

## 国保税の課税限度額を63万円に

主な改正点は、以下のようになっています。  
 ① 国保税の基礎課税額の限度額を47万円から50万円に引き上げます。  
 ② 後期高齢者支援金分の限度額を12万円から13万円に引き上げます。  
 ③ 非自発的失業者への国保税の軽減を行います。  
 (全員賛成承認)

## 21年度補正予算の専決処分

21年度の一般会計と国保特別会計の補正予算を、町長が年度内の3月31日に専決処分していました。この承認を求められました。一般会計予算総額は1億8,332万円増の99億7,939万円となりました。補正の内容は、以下のとおりです。

## 歳入

◎ 公債費  
 2億3,663万円  
 主に平成15年度庄公民館建設臨時経済対策債  
 ◎ 繰出金  
 △4,500万円  
 国保特別会計繰出金の減

## 歳入

◎ 財源更正  
 ±1,350万円  
 蛇谷線林道開設の県補助金を国庫支出金へ変更

## ◎ 普通交付税

1億8,332万円

## 繰越明許費の追加

和団地側溝整備事業  
 1,100万円  
 津波黒地区水路改修工事  
 3,590万円

両工事とも災害復旧工事の遅れや天候不順で年度内に終わらず、22年4月に完成しています。

## 繰越明許費の補正

乙犬中園線・切通線整備事業  
 1,816万円から  
 2億2,080万円へ  
 用地交渉が進み、購入費の増額補正です。

国保特別会計の補正は、一般会計繰入金4,500万円を減額して、療養給付費等負担金を同額増額する財源更正です。予算総額は同じです。  
 (全員賛成承認)

## 22年度国保会計の補正予算を専決処分

21年度国保特別会計に赤字が生じ、22年度の歳入から前年度繰上充用を3,900万円行う専決処分を、5月17日に町長が行っていました。これへの承認を求められました。  
 (全員賛成承認)



和団地側溝整備

## 一般会計の補正

## ●歳出の主なもの

(千円単位四捨五入)

人件費（4月の人事異動等による）	△ 303万円
徴税過誤納金還付（法人住民税分）	1,285万円
森林セラピーロード整備業務委託（セラピーロードの木チップ敷き）	514万円
宗像粕屋消防広域化協議会負担金（広域化を検討する協議会の負担金）	157万円
農業用施設災害復旧（水路8カ所）	1,000万円
国保特別会計繰出金	971万円
後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 469万円

## ●歳入の主なもの

県支出金（緊急雇用創出事業補助金 セラピーロード整備に）	514万円
町債（農業用施設災害復旧事業に）	650万円
普通交付税	2,324万円

## 特別会計の補正

国保・後期高齢者・下水道の3特別会計と水道事業会計の補正は、全て4月の人事異動等による人件費の補正です。

## ●補正予算額

(千円単位四捨五入)

会 計	補 正 額	補正後予算額	
一 般 会 計	3,537万円	91億5,425万円	
国 民 健 康 保 険	971万円	28億2,037万円	
後 期 高 齢 者 医 療	△ 469万円	3億2,642万円	
公 共 下 水 道	53万円	8億9,364万円	
水 道 事 業	収益的支出	△ 7,917万円	4億9,688万円

## 22年度補正予算

## 条例の制定と改正

## 職員互助会条例を制定

すでに設置している職員互助会の、設置根拠を明確にし、適正な厚生制度を実施するためこの条例を制定します。

(全員賛成可決)

## 育児等のための職員時間外勤務に免除

法律の改正に伴う、職員勤務時間等条例の一部改正です。

(全員賛成可決)

## 産後パパ育休の設置

法律の改正に伴う、職員の育児休業等条例の一部改正です。

(全員賛成可決)

## 代休日の職員団体活動は有給

(全員賛成可決)

## 一般職給与条例の整備

給与から控除できるものを定める規定の整備です。

(全員賛成可決)



# 発議

議員が議案や動議を提出すること

## 防災無線事務調査

### 特別委員会を

### 100条委員会へ

3月定例会で設置した同特別委員会を、調査権限の大きい100条調査委員会とする提案が同委員6人から出され、可決されました。

賛成7  
永柄・今長谷  
村嶋・草場  
有吉・阿高  
荒牧

（理由）平成22年3月定例会で、地方自治法第98条第1項の規定による調査特別委員会を立ち上げ、防災行政無線業務に関する書類の検査や職員への質疑を行ってきましたが、同業務に対する疑義が晴

反対4  
大楠・阿部  
松田・後藤

## 総務建設委員長へ

### 辞任勧告

大楠英志総務建設委員長の辞任勧告の決議案が、村嶋議員と5人の賛成議員から提案され、賛成多数で可決しました。

6月定例会で15日の委員会審議が紛糾すると、夕刻まで無策のまま委員を庁舎内に放置し、委員会運営への積極的な手段を講じませんでした。

りを優先して、委員会審議を進めようとはしていません。  
本日18日の議会最終日の展開は予測できませんが、無策のまま委員を放置したり、必要ない費用弁償を発生させたりすることは、委員長としてあるまじき行為です。  
このような委員長の対応で委員会の議案審議が進まず、審議未了となれば、議会そして執行部さらには町民に多大な迷惑をかけます。

（理由）大楠委員長は、平成22年3月19日の総務建設常任委員会委員長を求め、委員長の辞任を求め、動議が全員賛成で可決されたにもかかわらず、「誤ったことはしていない」「謝罪や取り消しを求めたい気持ちです」「委員長は辞めない」などの発言を繰り返し、この6月議会でも続投しています。

16日の連合審査会後の委員会でも同様でした。予備日である17日にも委員会を招集しながら全く無策のまま短時間で流会にしています。予備日の委員会招集で新たな費用弁償が発生しています。

また大楠委員長は、総務建設委員長で農業委員でもあります。数年前に議会で大楠議員所有の農業用倉庫の目的外使用が問題となつたにもかかわらず、現在でも同地を事業用の倉庫や資材置き場として使用しています。

私たちは15日夕刻に議長を通して「委員長病欠」の折衷案を提案しました。

農地転用の許可は農業委員会の権限で、農業委員会は産業観光課

賛成7  
永柄・今長谷  
村嶋・草場  
有吉・阿高  
荒牧

賛成6  
永柄・今長谷  
村嶋・草場  
有吉・荒牧

反対4  
阿部・松田  
阿高・後藤  
（大楠除斥）

全ては人が誤っているとも取れる厚顔で無礼な態度です。

委員会は周囲からの説得にもかかわらず、頑迷に自己の体面ばかりを優先して、委員会審議を進めようとはしていません。

以上の理由により、大楠委員長に総務建設常任委員長の辞任を勧告します。

反対討論

後藤 百千子

3月議会広報紙にこの動議が可決と掲載されましたが、私は最初から食い違っている、意味不明と村嶋広報委員長に質しました。やはり広報を見た住民の方も理解出来ないと思います。動議に対し大楠総務建設委員長は辞任するような過ちは犯していない、その説明をするも言語同断と言いきり聞かなくなりました。このとききいていけば「大楠委員長の辞任」を求め、「条件を呑めば審議に応じる」などとせず、済んだのでは、むしろ提案者は言語同断とした事を反省すべきです。この件は対話や論戦の欠如が原因と思う故、この決議案に反対です。

委員長辞任勧告への弁明

大楠 英志

委員長辞任なら議案審議に応じることですが、事由がありませんので委員長辞任要求を断っています。ここにて提案理由が変わってきています。当初は

① 民主主義を理解していない。

② 予算書を持参するよ  
うな、文言がなかった。

③ 資質がない等の理由を述べてある。人格を無視した発言です。

④ 定例会のない月に委員会の開催を月1回していない、等の理由は事実誤認です。

私が委員長になって8回の開催しており提案理由に該当しません。

事案も無いのに委員

会の開催をするというものではありません。

委員会の開催は委員が要請すれば委員長は開きます。要請をせず

に批判するのはおかしいのではないでしょう

か。また会議規則によれば、閉会中の継続審査の可決を得なければ委員会の開催はできないとあります。

⑤ セラピー推進協議会委員就任の説明不足が大きな問題といっているが、執行部の説明を必要ないと断り委員会の中で説明をさせていない。このことは言っていること、やっていること

の整合性が無い。キチンとした事実の確認をするべきです。

以上のように事実相

違、思い込みの部分がほとんどです。議員はキチンと事実確認をして発言するべきだと思います。

最初から委員長辞任ありきの態度で、人の発言や説明をさせない一方通行の会議は民主主義に反すると思えます。

平成18年12月議会で政治倫理調査特別委員会

で違反を指摘されています。篠栗町議会議員として潔い行動を起こされることを求めると報告されています。

当時ある議員は総務建設委員長でしたが辞任をされています。

農業用倉庫にかかる説明 平成18年6月16日農業用倉庫の件で辞職勧告を求める発議がなされ、質疑の途中で2名の議員が取り下げ

ています。平成18年にある議員と自称オンブズマンが

県知事宛に告発をされました。これを受けて県の都市計画課が現地調査を平成18年8月31日に行い結果報告をもらっています。

平成18年9月22日付けの報告書では、「あなたが建築し使用している建築物は現地調査を行った結果、都市計画法上適法と判断いたしました。」との回答書をもらっています。

ある議員は県に告発すると共に、新聞社にリークし記事として載せるよう催促しています。

前回の町議会選挙のときも、この件で誹謗・中傷する怪文書がまかれ選挙妨害を受けています。

今回委員会を混乱させたとの理由ですが、私は委員長として、再三の委員会の出席・審査の要請をおこなっています。委員長の呼び

かけに正当な理由もなく、条例審査・予算案の委員会採決に応じずボイコットをしたことは議員としての任務を自ら放棄したものであります。

虚意の理由で欠席とのことでしたが私の生き方になじまないため断っています。

私は謝罪するべき点は謝罪しています。体面をつくるっているわけではありません。このような提案理由では辞められませんと言っているのです。

以上のことから、私は委員長として今後とも町政発展のため努力してまいります。

# 請願

採択したものは、議会から意見書として政府や国の関係機関へ提出します。

## 子ども手当の廃止を求める意見書の提出

請願者  
日本の子供の未来を守る会  
代表 北田 智子  
紹介議員 阿高 紀幸  
今長谷 透

(継続審査異議なし)  
選制的夫婦別姓法制化に反対する意見書の提出

請願者  
日本の子供の未来を守る会  
代表 北田 智子  
紹介議員 阿高 紀幸  
今長谷 透

(賛成多数採択)  
賛成8  
今長谷・大楠  
草場・阿部  
松田・有吉  
阿高・荒牧

反対3  
永柄・村嶋  
後藤

## 編集方針の変更

GIKAIジャーナルNo.163への抗議と改善の要望が、尾仲在住の町民から出されました。「永住外国人へ地方参政権付与の法制化に反対」する意見書提出に関する請願の記事についてです。抗議は、「意見書の内容が明らかにされずに、2つの反対討論を掲載したことは、全く公平ではな

い。不適切な内容もあり住民を愚弄している。」というものです。

GIKAIジャーナルの編集方針として、今まで請願内容は原則的に掲載していません。理由は、ページ数の制限と政治的な意見の宣伝ページとなるのを防ぐためです。本会議場で行われた討論は、討論者本人の250字以内の原稿を基に掲載しています。今回反対討論だけが2つ行われ、賛成討論はありませんでした。字数制限のため分かりづらく、不適切な内容ととらえられたかもしれません。町立図書館・クリエイティブ篠栗・公民分館等にある議会議事録を閲覧していただければ幸いです。

以後の編集方針として、誤解を招かないよう、請願・陳情への賛成・反対討論は原則的に掲載しないこととします。

(広報編集委員会)

## GIKAIジャーナルへの抗議と改善の要望を受けて

篠栗町議会議長 今泉 正敏

「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願」を提出された。日本の子ども未来を守る会」

福岡支部代表 三枝いく子様を始めとして読者の皆さまに、ご迷惑とご不快な思いをおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

ご指摘いただきました内容と、発行責任者としての見解。今後の改善を紙面にてご報告させていただきます。

ました。賛成討論がなかったとはいえ、請願の内容が読者の方に理解しにくい編集は、軽率な行為でした。今後は公平・公正な編集を求めて行きたいと思えます。

### 抗議

公的機関紙に請願者を非難するような内容は掲載されるべき。篠栗町議会の民主主義と住民に求める「人権」意識を問う。

### 要望

「ささぐりGIKAIジャーナル」の編集に対する善処を強く望む。

● 議会全員協議会で議員それぞれが抗議内容を自らの戒めとしてとらえ、今後、責任を持って発言あるいは起稿していくことを確認しました。

このたびの抗議と改善の要望を真摯に受け止め議会広報編集の研鑽に励んでまいります。今後とも住民参加をめぐした議会活動にご理解ご協力くださいますよう、心からお願ひ申し上げます。

### 抗議

議会広報紙は、議会としての結論を尊重し、それを軽視する行為は慎むべき。

● 決して「人権」意識を表現したものではありませんが、今回の編集発行において誤解を招いたことに、弁解の余地はありません。

● 請願は採択ですが、反対討論だけを掲載し

# 公民分館建設補助金の是正

21年6月定例会で公民分館建設補助金の監査請求が行われ、同年9月定例会で町監査委員から報告が行われました。その後、文教厚生委員会と全員協議会で、執行部への同事務の是正措置を求める要求を作成し、12月定例会後に提出していました。22年3月17日付で回答されましたが、不十分な点があったため、5月11日付で再回答されました。要求と回答を掲載します。

議会からの是正措置の要求	執行部からの回答
<p><b>(1) 補助金執行上の指導・監督について</b>            公民分館建設は基本的には行政区が主体で行い、町が建設費補助金を出しているため、補助金の適正な執行上必要な指導・監督はしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指導・監督するために、さらなる体制を整えること。</li> <li>●設計・施工業者の選定にあたっては、町に準じて競争入札を行うこと。</li> <li>●入札参加業者の選定は、有資格業者に限ること。</li> </ul>	<p>設計・施工業者の選定にあたっては、篠栗町財務規則に準じた入札の実施を指導します。            130万円以上の新築・改修工事の業者選定にあたっては、町の基準に準じた実施を指導します。            但し、軽微な工事については、行政区の自主性を尊重し複数の見積り徴収による価格の適正を図るよう指導します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町の検査に関しては、建設課と連携した体制づくりを行うこと。</li> <li>●各工程における現場検査の実施等を行うこと。</li> </ul>	<p>工程管理・検査については、技術職員を有する課との連携体制を図り、また必要に応じ実施します。</p>
<p><b>(2) 補助金交付手続き等について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金交付基準と交付手続きを公民分館整備費補助金交付規則に盛り込むこと。</li> </ul>	<p>篠栗町補助金交付規則の規定に準じ整備します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金交付基準に、建築様式に応じた補助金額上限及び世帯数に応じた建築面積上限を定めること。</li> </ul>	<p>近隣地区市町の補助金交付基準を検討し、規定の整備を図ります。            なお、建築面積については、世帯数にかかわらず分館の社会教育・生涯学習活動に要する面積を考慮のうえ規定の整備を図ります。</p>
<p><b>(3) 補助金交付に係る利子の処理について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不適当な概算払いにより多額の利子が生じている。通常利子の返還は行われていないが、影響があまりにも大きいので慎重に検討すること。</li> </ul>	<p>補助金交付に係る利子の返還は求めないこととします。            少数世帯区の抱える財源問題解消のため工程計画に基づく概算払いを実施した結果、公民分館新築工着手後、地下水流出の対策工法検討などでやむを得ず工事を中断し工程が遅滞するという不測の事態が発生したものです。            今後は町監査委員の指摘を重く受け止め、補助金交付に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●概算払いは、工程現場検査を経て出来高払いの方法で実施すること。</li> </ul>	<p>概算払い・前金払いについては、町工事の基準に準じ実施します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●前金払いについては、町発注工事と同様の取り扱いをすること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町補助金の支出に関して、受け取り側にも帳簿等の作成を義務づけること。</li> </ul>	<p>補助金の財務処理については、篠栗町補助金交付規則の規定に準じ適正な管理を指導します。</p>

# どげんするとなあ？

一般質問とは、議員が執行部に、その町の行政全般の事務執行状況や政策方針などについて、報告や説明を求め、所信や疑問を尋ねることです。年4回開催される定例会の中で行なうもので、臨時会では行いません。

ここに掲載したのは要約で、議事録の全文は議会事務局・町立図書館・クリエイイト篠栗・オアシス篠栗・各公民分館で閲覧できます。

## 災害の検証を防災にどう活かすのか

### 町長「自主防災体制を確立させたい」



大楠 英志

問……………

昨年豪雨で、わが町では土砂崩れで住宅が倒壊し2名の尊い人命が失われています。これから大雨や台風の接近が予想されます。復旧工事の進捗状況と完了時期を尋ねます。

答〔町長〕

国の補助を受けた災害・及び町単独災害復旧工事は6月末の完成予定です。農業施設復旧工事は、補正予算が成立後、工事にかかる予定です。利水に影響がある箇所は稲刈り終了後、補正予算を計上

し検討します。今年度中の復旧を目指しています。

問……………

多くの方から災害義援金が届いたと聞いております。総額・配布状況の報告を求めます。

答〔町長〕

町に持参・郵送、振り込まれた義援金の総額は約651万1千円、県を通じ町に配分された義援金を合わせると総額は2,385万5千円です。配分は委員会設置規定に基づき対象となる34世帯に全額配分しています。

問……………

気象庁では気象警報注意報を市町村を対象として発表されています。分りやすくなったが、自治体側の判断と

責任が重くなるのではないのでしょうか。

問……………

気象警報の発表を受けて避難勧告の発令判断、住民の避難徹底などが重要になってきます。先の災害で、町民の方から「防災無線の放送が聞こえなかった。災害対策本部の窓口を一本化するべき」との声もありました。今後の防災にどう活かされるのか尋ねます。

答〔町長〕

今後は狭い範囲での警報・注意報になるため、町の対応もよりの確に危機感を持って対応するよう受け止めています。警報発令時の町の体制として常に10名以上で警戒に当たり、災害対策本部の配備も毎年人事異動後に見直しを実施しています。防災無線の放送につ

いては、災害に伴う避難指示や勧告の発令時には、サイレンの吹鳴を30秒と長くして避難に関する放送とわかるよう改めます。皆様には広報紙でお知らせします。

教訓は色々ありますが、災害本部の窓口を一つにする等して被災情報が早く集約され、効率的な災害対応ができるよう体制の強化に努めます。

防災フェスタを通じて町民の自主防災体制を確立させます。

# 財政基盤強化と職員の意識改革は



阿高 紀幸

町長「目標は毎年4億円以上の繰上償還」

問

わが町は、平成21年度で110億1,000万円の町債が残っています。ほとんどは交付税措置を受けていますが、町債の一部が30年返済計画のものが含まれ、その返済は平成29年度から町単独経費で返済すると、将来、町を運営していくには、大きな影響を及ぼすと思われる。

盤を回らなければなりません。今後の政策についてたずねます。

答【町長】

既に毎年度起債償還は、町の運営にさまざまな影響を及ぼしています。ある一定時期に至つての急激に大きくなる財政運営は当然回避すべきです。

問

職員の意識改革の浸透はどの程度ですか。

答【町長】

平成20年度から毎年10名程度、市町村アカデミーなど研修に行かせ、スキルアップ、意識改革に役立っていると思います。

問

歳出削減の取り組みは、協働のまちづくり事業補助金制度や社会福祉協議会との連携など、今後のソフト面における歳出削減効果の比重は大きいと考えられますか。

答【町長】

町民の自主性を損なわず、必要最小限の費用でみずから実現できるようサポートします。また社会福祉協議会は

車の両輪と位置づけ、歳出抑制や事業展開の効率化に取り組みたいと思っています。

天空会館のトイレの改修は町長「早急に洋式トイレに、手すりも設置」

トイレ内は和式トイレ一ヶ所残り、残りを洋式トイレに切替え、手すりを設置します。

身体障がい者駐車場の適正利用は町長「啓発看板の設置を検討」

問

高齢者や女性の方が「足腰が悪く、洋式トイレが少ない、手すりがないので不便です」との苦情が寄せられています。町の対応はどうなっていますか。

答【町長】

洋式トイレの増設の要望は、町にもいただいています。今後、早急に会館の



障がい者用駐車場

# 竹林整備からもう一步先へ

## 町長「竹林の可能性を研究する」



阿部 寛治

国政は激動期ですが、地域主権の流れは確実に進みます。町は小さなことでもコツコツと子や孫のために役場、議会、地域の人々とともにやっつけていきたいと思います。萩尾の竹林整備がされた場所を視察させてもらい、大変清々しい気持ちになりました。ボランティアに参加された方々に敬意と感謝を致します。

整備された竹林には、破砕機で砕いた竹チップが肥料として播かれ、黒々とした豊かな土壌になっていくのかわかりました。

**問**……………竹林整備は今後も継続、維持、拡大されま

すか。

**答**【町長】整備には急傾斜地の危険箇所を除くなど場所的制約も伴うことから、規模・回数的に拡大はなかなか難しいところでは

住民の皆さまの自然環境に対する意識向上のためにもボランティアの皆さんと継続していきたいと考えております。

**問**……………毎年竹の子が出てきますが、「篠栗産ゆでタケノコ」として販売しては

どうですか。

また竹炭、竹酢液・竹細工・竹灯籠など色々なアイデアで篠栗土産として育てていけば大

きな夢が広がると思いますが。

**答**【町長】タケノコ生産者は、时期的にほとんどを市場に出されています。一部を「なのみの里」に出荷されているようですが量を増やして町内の商店にも波及させていきたいと思

います。

新たな篠栗土産については、観光商店会の団体とも協議しながらできるところから取り組んでいきたいと考えて

ます。

**問**……………維持を実現するため、シルバー人材センターに「タケノコ」生産部会を

結成してはどうですか。

**答**【町長】かつて中国産タケノ

コに押されて売り上げが落ちたことから、市場性がなくなり多くの竹林所有者は生産・出荷する意欲を失って、今日の荒廃竹林の増加に至ったところです。

その当時は、タケノコ生産者による「たけのこ部会」があり、そのときの状況などいろいろ考慮し、今後考えてまいります。



竹林整備

# 「森の幼稚園」の設立を

町長「非常に興味深い」



松田 國守

問……………

「森の幼稚園」はデ  
ンマークで発祥し、欧  
州各地へ急激に広がっ  
ております。

森の中には子どもた  
ちの好奇心を満たすも  
の、運動能力を発揮す  
る場所、仲間同士が協  
力する機会が至るとこ  
ろにあります。

「表現力が豊か」で  
「体が丈夫」に育つと  
して日本でも関心が高  
まっており、国内では  
規模や形態は様々です  
が、約100団体が運  
営しております。

人間形成の基礎とも  
なる、幼児期の育児は

最も大切であります。  
森が点在するわが町で  
は将来的に「森の幼稚  
園」も決して夢ではあ  
りません。

今年9月「森林セラ  
ピー基地篠栗」がオー  
プンするこの機会に、  
先ずは月に一度でもい  
い、園児や学童が一日  
中森で過ごすカリキュ  
ラムを策定できないか、  
お尋ねします。

答〔町長〕

「森の幼稚園」は園  
舎を持たず、森林空間  
そのものを園児が過ご  
す場として利用する幼  
稚園であります。

園児自ら森にあるも  
のを利用して遊ぶこと  
を覚え、自力能力を高  
め、協同作業を通じて  
仲間づくりが進みやす  
く、コミュニケーション  
能力も早くから身に  
つきます。

幼稚園の教育活動に、  
森の中に入る機会を盛  
り込んだカリキュラム  
を計画し、自然体験を  
させることで表現力豊  
かで体が丈夫な子が育  
つことになるとしてい  
ます。

従って「森の幼稚園」  
設立構想については非  
常に興味深く、関係各  
課で協議しながら取り  
組めるよう進めてまい  
りたいと思います。



幼稚園児の自然体験

豪雨災害の教訓は  
町長  
・情報の一本化と  
共有  
・適正な人員配置  
・地域防災訓練

問……………

昨年の豪雨災害を教  
訓に7月17日に「篠栗  
町防災フェスタ」が行

われませんが、「平成21  
年中国・九州北部豪雨  
災害」から得た教訓を  
具体的にお示し頂きた  
い。

答〔町長〕

災害から得た教訓は、  
①情報窓口の一本化に  
よる情報の集約と、そ  
の共有化が最も重要事  
項である。

②人員に余裕がなかつ  
た部と余裕があった部  
が生じたので、刻々変  
化する状況に対応でき  
るよう人員配置の整備  
見直しが必要で、現在  
行っている。

③今後は、それぞれの  
地域で独自の防災訓練  
等の実施を推進しなけ  
ればならない。  
などです。

# 篠栗病院横の道路拡幅を早急に

## 建設課長「都市計画道路の見直しをもとに交渉を」



草場 謙次

問……………

道路拡幅については再三要望をしていますが未だに進展していません。この道路は道幅が狭いために車の離合ができません、お年寄りの方などが歩いておられる姿を見るたびに心配です。交通事故がいつ起きても不思議でない状況にあります。

答【建設課長】

道路幅が狭く危険で

あることは把握しています。今後も継続して検討して行くと報告しました。

問……………

四月に建設課長に就任され具体的にどのような活動をされましたか。

答【建設課長】

土地所有者との信頼関係が大切です。現在、都市計画道路の見直しを行っています。拡幅の交渉は見直し



篠栗病院横の道路

検証が終了し、地権者

に対する説明会が終了後、都市計画道路の見直しの結果をもとに交渉を進めます。

問……………

拡幅の交渉にはまだ伺っていませんが時期を見て挨拶にいけます。

### セラピーの研修結果は

産業観光課長

「先進地の事例を参考に」

問……………

三月定例会後に宮崎県日之影町に研修に行きました。この町の森林セラピーへの取り組みは真剣そのもので町の将来をかけていることを実感しました。

問……………

いろいろな所で研修を受け、この事業にどのような事を具体的に取り入れていきますか。

答【産業観光課長】

宮崎県北郷町セラピー道路の一部に杉・松のウッドチップを敷き詰めてあり参考にしています。

また、間伐材を利用して東屋、丸太のベンチを設置しました。

問……………

日之影町では予約を受けセラピー体験をした後に希望する方に有料で、竹細工、陶芸の体験ができます。町で

も萩尾地区でそばの栽培をしておられ、これを活かしてそば、陶芸教室などを開くことはできませんか。

答【町長】

日之影町、北郷町他いろいろな地域の取り組みも加え、町の特色であるお遍路を取り入れ竹細工、そば教室など基地の特色になるよう先進地の事例を参考にします。

問……………

荒田地区がセラピーの拠点であるならばバスを通るようにしてはと思いますが。

答【町長】

私も同じ考えです。これから福祉バスにするのか、できるだけ足の運びやすいように考えます。

# 入院費助成を小学6年生までに

## 国保健康課長「前向きに検討する」



永柄 邦彦

問……………

日本医師会は昨年10月、国に対し、子どもの医療費を国の責任で中学校卒業まで、無料化することを求める提言をしました。

全国的には通院・入院ともに小学校卒業まで助成対象とする自治体が355、中学校卒業までが360、高校卒業までが350です。

このように子どもの医療費の無料化が広がっていますが、依然として自治体による格差があります。

そのような中で、福岡市は就学前の子ども

の医療費は、全て無料ですが、入院に限り小学6年生まで拡大しています。また、豊前市では、県内で初めて中学3年生まで入院費を無料化する条例案を提出する予定です。

このことから、今回、町内の小学校で生徒の入院についての実態調査をしました。3つの小学校合わせて、現在入院している生徒は1人ですが、過去1年間で7人が、1週間から1か月間入院しています。

本町において、入院費に限り助成対象を小学6年生まで拡大した生徒の人数や期間からみて、今のところ多額の予算が掛からないのではと予想できます。

参考として、県内の人口約22,000人の

みやこ町が本町と同じ医療制度に加え、入院費助成を小学6年生まで拡大しています。

貧困から子どもを守り、また安心して子育てできる町としても、せめて入院費助成対象を小学6年生までに拡大することを求め国保健康課長の見解を伺います。

答〔国保健康課長〕

すでに同様の助成を行っている、みやこ町の入院費をもとに推計しますと、本町で小学1年生から6年生までの入院費の助成を行う場合、数百万円の新たな財源が必要になってきます。

このような医療費の助成拡大につきましては、近隣自治体との統一的な取り組みが必要です。

県の補助基準の動向や粕屋地区の自治体の状況を注視しながら、限られた財源を効果的に使うため、いろんな事業との優先順位、事業効果等を比較考慮しながら、前向きに検討したいと思います。



# 校庭芝生化は予算化を

## 教育長「学校の管理は校長の責務」



荒牧 泰範

**問**……………  
 今年度は篠栗小学校の芝生化事業の予算が苗代のみ計上されており施工はボランティアによると聞きましたが、法律によると学校施設の設置及び所轄権は教育委員会にあると記してあります。この趣旨からすると学校施設を構成するグラウンド整備は当然教育委員会において行われるべきなので、材料代から施工、管理費まで予算化された後、心ある地域の方々のボランティア活動で植栽され不要額が発生しましたと言っ

があるべき姿と思えますが如何でしょうか。  
**答【教育長】**  
 篠栗町小中学校管理規則で学校の管理を校長の責務としております。文部科学省の指



校庭芝生化の風景

針でも生涯学習の基盤として、学校・地域等の参画により行うことが重要としています。以上の事から学校のほうにお願いしたいと思います。

### 町長の発言は重い

町長「努力して参ります」

**問**……………  
 先日、下町公民館での行政説明会に出席したところ、敬老祝い金の一部カットについて「議会のご理解も頂いている」と発言されましたが、この場合執行者は町長部局であり議事を町民の判断材料にするような発言は適切でなく、議会における予算審査の時も、寝たきりや疾病を防ぐ予防事業に予算をシフトするという事で「止む無く了承」ということだとおっしゃいます。

合併問題等の発言も然り、町長発言は町

意思を表すものであり、

**答【町長】**

町政を預かる者として篠栗町や粕屋地区の長期的な将来を常に考え、皆様と話し合い行動して来ましたが、発言も当然に責任を持ち慎重に行ってきたつもりです。ただ、皆様方にお伝えする際に分かり易く率直にということでも言葉足らずな部分や表現が確でなかった部分があったかもしれませぬ。ご忠告と受け止め努力してまいります。

# まちづくり基本条例制定の工程は



村嶋 秀樹

## 町長「24年度中に住民会議 前倒しも検討」

今年3月定例会の町長施政方針演説で、「近い将来、まちづくりの憲法としてまちづくり基本条例を住民とともに作る」と言っておられます。この条例の基本的な性格や内容は、平成20年12月定例会で質問しましたので、今回は本条例の制定工程の予定を伺います。

全国的には、今年3月までの約10年間に、200に近い自治体で、まちづくりの憲法とも言つべき基本条例が制定施行されています。福岡県内でも、宗像市・うきは市・前原市で制

定されました。これらの制定経過を見ますと、トップダウン式ではなく、ボトムアップ式では制定までに3年から5年も掛かっています。この点を考えれば、なるべく早い取組みが必要と考えます。

**問**……………  
素案作りのための「住民会議」等を立ち上げる予定はいつ頃ですか。

**答【町長】**

基本条例の制定は、基本的に行政主導ではなく、協働のまちづくり補助金制度の活用を通して、まちづくりの機運が住民の中に高まって、制定に入りたいと考えています。目標として24年度中に「住民代表の会議」の設置に取りかかりたいと考えています。

**問**……………  
同会議等での検討や意見集約を通して素案ができるのに、どの程度の期間を予定していますか。

**答【町長】**

行政が期間を決めず、その会議で納得のいく期間を使っていたきたいと考えています。

**再質問**……………

基本条例の制定過程も協働のまちづくりの一環で、まちづくり意識を高めます。機運が高まってから取りかかるのではなく、早めに立ち上げたほうが良くないですか。

**答【町長】**

すでにその機運も徐々に高まりつつあるともいえます。もう少し前倒しとの意見は、検討します。



撤去された看板

協働のまちづくり補助金の申請実績は  
まちづくり課長「4～6月で申請9件 交付決定7件」

役場前の非核恒久平和宣言の看板は町長「老朽化で撤去 意思表示できる方法を検討」

# 山王公民館建設への町の対応を問う

町長「質問を取り消すことが望ましい」  
副町長「経緯を区長会で説明」



有吉 武喜

問……………

山王公民館建設に関する疑義は、一般質問や予算連合審査で幾度となく取り上げ、説明と資料提供を要求しています。執行部の説明は一貫性がなく資料の提出も守られていません。

そのような状況の中、公民館建設・元請業者に建設業法に違反したとして任意の事情聴取が行われ、某紙に「福岡県警は建設業者を建設業法違反容疑で福岡地検に書類送検した」とあります。公金の支出をはじめ行政を司る

執行部は、法令順守に徹しなければならぬのは言うまでもありません。工事の履行保証書を求めたときに、建設業法の許可を持たないことを知った時点で適切な措置をとられなかったのか。この事態を招いた責任をどう考えてあるのか尋ねます。

答【町長】

平成21年6月議会での山王公民館建設に係る監査請求を受け、補助金交付担当課、事業主体の山王区・請負業者を篠栗町監査委員が調査され、建設業法に関することも含めて議会に報告されたと承知しています。

それを分かっているから、議会の中で議員としてこの監査請求に対する決議、あるいは議会としてこの問題に

対する協議をしていく

一方で、告発人として検察庁に告発することが議会議員として許されるものでしょうか。議会として検討していただきたい。

質問全体を取り消すことが望ましいと考えます。

問……………

「町長選挙に絡んで嫌がらせをされたが、ことごとく解決してきました」と発言されたそうですが、その感覚を尋ねます。

答【副町長】

建設業法違反は事実です。許可の確認をした上で山王区は発注すべきでありましたが、工事の途中で県知事に許可申請をされ、許可業者になってあります。人口230人の小さな区であります公民館建設に、区外の方が異常なまでの関心・行動をとられるのは不自然と考えたからです。過去3年間10件に及ぶ住民訴訟が行われましたが、その構図と今回の関係人物がほとんど同じだと申し上げただけです。新聞記事では余りにも不正確でわかりませんので、経過を区長会で説明しました。

## 議会広報 編集委員会から

議会広報は、議会での発言をなるべく忠実に町民へ伝えるのが使命です。一般質問の原稿は字数制限の中で質問者本人が書いています。編集委員会はテープおこしに基づき、一部校正していますが、大きな修正は質問者本人の了解を得ています。一般質問の記事内容の責任は質問者本人にあります。

# View of SASAGURI

## 篠栗の風景



森林セラピーロードとして、7月18日にオープンしました篠栗九大の森の風景です。

表紙は、秋の池と中島、そして、少し色づいた樹林です。裏表紙は、めずらしい池の中から生える沼杉です。

一周2kmの周遊コースで、様々な自然景観が楽しめます。ロードには、杉や桧の木チップを敷き均し、気持ちよく歩けます。また、2カ所の東屋では、ゆっくり休憩できます。駐車場やトイレ等の整備もされています。

ぜひお出かけください。

### 編集後記

「篠栗九大の森」が7月にオープンし、9月25日には「森林セラピー基地」のグラウンドオープンが予定されています。篠栗の自然を活かしたこの取り組みを、町のブランドとして成功させましょつ。

森林セラピーを内外にアピールするためにも、まずは「百聞は一見に如かず」です。市民の多くの方にセラピー体験をお勧めします。

### 発行責任者

議長 今泉 正敏

### 議会広報編集特別委員会

委員長	村嶋 秀樹
副委員長	永柄 邦彦
委員	後藤百合子
委員	草場 謙次
委員	大楠 英志
委員	松田 國守

### お知らせ

次回の9月定例会は、9月7日からの予定です。一般質問は9日の予定です。ので、お気軽に傍聴にお越しください。

●きかいジャーナルへのご意見・感想をお聞かせ下さい。